

展示室 仮設電源工事の手続きについて

展示室で使用できる電気の容量（平行コンセント総容量）は2kw×3系統までです。
電気機器の展示会や消費電力量が大きい機材を持ち込む催事等で容量が足りない場合は、主催側より業者を手配の上、仮設電源工事を行っていただく必要があります。

【仮設電源工事の手続きについて】

- ・ 分電盤が載っている図面と展示室電気利用申込書をご確認ください。
- ・ **主催より電気工事に伴う資格（免許）を有する業者の手配をお願い致します**
- ・ 事前に展示室電気利用申込書と図面等の添付書類をご提出ください。
(提出書類を確認させていただき、問題がある場合はご連絡させていただきます)

【利用当日について】

- ・ 電気工事終了後分電盤からの通電が可能になった際、撤収作業に入る前には事務室までご連絡ください
※配線作業中は感電の危険がある為通電出来ません！！
主催からのご連絡をもって通電・遮断を行いますので、感電の危険性がない事を必ず業者にご確認ください

【連日の催事の場合】

- ・ 展示室を連日使用する場合は、退館後は安全確保の為一度分電盤を落とします。
深夜も通電が必要な機材がある場合は分電盤を生かしたままにしておく必要がある為、該当する機材がある場合はご連絡をお願い致します。

仙台市民会館